

## 令和2年第10回農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年10月9日(金) 午後1時30分から午後3時20分
- 2 場 所 菊池市役所2階 204号会議室
- 3 出席委員 1番/工藤清子 2番/永田孝子 3番/歌丸研一 4番/工藤真理子  
5番/榎田 實 6番/緒方哲郎 7番/永田正一郎 8番/坂田貞志  
9番/右田博昭 10番/右田正臣 12番/松永孝志 13番/緒方啓一  
14番/丸山利明 15番/荒木孝子 16番/水上義夫 17番/川口毅憲  
18番/守塚伸二 19番/高木洋一
- 4 欠席委員 11番/高山悦子
- 5 事務局 (本 庁) 泉 大助、高山賢一、望月睦美、怒留湯隆、近藤孝雄  
(七城分室) 新堀 誠  
(泗水分室) 角田公秀
- 6 議 題 議案第1号 農地法第3条許可申請について  
議案第2号 農地法第4条許可申請について  
議案第3号 事業計画変更について  
議案第4号 農地法第5条許可申請について  
議案第5号 農用地利用集積計画(案)について  
議案第6号 あっせん申出について  
議案第7号 非農地証明願について  
報 告 許可不要転用届出について  
土地改良届出について  
許可返納願について  
合意解約について  
そ の 他

## 《 開 会 》

**事務局長**) 定刻となりましたので、始めさせていただきたいと思います。皆様、ご起立ください。こんにちは。ご着席ください。本日の会議につきましては、議席番号11番/高山委員から欠席の届け出がっております。本日の会議につきましては、19名中18名の委員さんにご出席いただいております、『菊池市農業委員会会議規則第9条』に定めのある過半数を超えておりますので、本会議は成立しております。それでは、ただ今より『令和2年第10回菊池市農業委員会会議』を開会いたします。先ず初めに、丸山会長よりご挨拶をお願いいたします。

## 《 会長挨拶 》

## 《 議事録署名委員指名 》

**会 長**) 菊池市農業委員会会議規則第18条に基づきまして、本日の議事録署名者の指名をします。議席番号6番/緒方哲郎委員と議席番号8番/坂田委員を指名させていただきます。よろしく申し上げます。

## 《 議案審議 》

**会 長**) 本日の議題は、第1号から第7号及び報告案件4件となっております。先ず、議案第1号を上程いたしますので、事務局より説明をお願いします。

**事務局長**) すみません。議案第1号の説明に入らせていただきます前に、委員の皆様方にご了承いただきたい点がございまして、「議案第4号/農地法第5条許可申請について」の案件の中に、「議案第7号/非農地証明願について」と関連するものがございまして、議案番号はそのままにして議題の順番のみを入れ替えまして、(4)の4番目に「議案第7号/非農地証明願について」とさせていただきます、以下の議題番号を繰り下げまして、(5)を「議案第4号農地法第5条許可申請について」、(6)を「議案第5号農用地利用集積計画(案)について」、(7)を「議案第6号あっせん申出について」とさせていただきますらと思っておりますが、よろしいでしょうか。それでは、その順番で議事の方を進めさせていただきます。申し訳ございません。

議案第1号/農地法第3条許可申請について、ご説明させていただきます。1ページをお開きください。農地法第3条第1項の規定により、耕作を目的とする所有権の移転等に関しまして、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、許可相当のものにつきましては『許可指令書』を交付するものでございます。今回の案件は、所有権移転5件、賃貸借権設定9件、使用貸借権設定2件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく申し上げます。

会 長) それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 議案の説明に入ります前に、今回の案件は、農地法第3条第2項の各号に該当しませんので、許可要件を満たすものと考えます。それでは、1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は龍門の小木地区です。譲渡人は譲受人と同じ地区に住んでおられました。家族と共に隈府の方に移転されております。お父さんが亡くなられて農業を辞められております。畑の草刈りも出来ておりません。それで譲受人に贈与されたものです。譲受人は稲作をはじめ、タケノコ生産、なめこ栽培など。地元で頑張っておられます。何ら問題はないと思いますが、よろしくをお願いいたします。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 同じく、13番の緒方です。場所は387号線沿いの旧迫水小学校近くの道路法面のすぐ下にある土地でございます。現地を推進委員の松原君と見ました。この案件も譲渡人が隈府の人で管理が出来ないため、地元で米作りを熱心にやっておられる譲受人に贈与されたものです。隣接の農地もこの譲受人の土地であり、この話がまとまったものです。何ら問題はないと思われま。よろしくご審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。10月5日に申請地を現地調査を行いました。譲渡人・譲受人は、親子関係であります。譲受人は会社を退職され農業に従事されております。父から子への贈与ですので、何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、4番をお願いいたします。

事務局) 4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。10月5日に現地を調査いたしました。譲受人の方は野菜農家でありまして、よく管理もされております。叔父から甥への贈与になります。何ら問題ないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。譲受人・譲渡人は親戚です。譲受人は繁殖肥育の畜産農家ですが、隣接の畑の角地を入りやすくするために、この度、相互合意による売買が決まりました。以上です。

会 長) 次に、賃貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 3ページをご覧ください。賃貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。貸付人さんは農地を耕作してくれる人を探しておられました。借受人さんは農地を貸してくれる人を探しておられました。今回、2人の話し合いがまとまり、賃貸借権の設定をされたものです。借受人さんは水稲・野菜を作っておられ、農業への意欲もありますので、何ら問題はないと思います。ご審議よろしく申し上げます。

会 長) 次に、2番をお願いいたします。

事務局) 2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

緒方啓一委員) 13番の緒方です。この案件は龍門の穴川になります。譲受人は県外で働いておられましたが、10年程前地元に戻られて米作り・シイタケ栽培に頑張っておられます。以前から借り受けておられましたが、コロナウイルス関係の補助事業のため、今回申請されたものです。何ら問題はありますが、ご審議よろしくお願ひします。

会 長) 次に、3番をお願いいたします。

事務局) 3番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

守塚委員) 18番の守塚です。お互いの要望による賃貸借権の設定です。場所は七城工業団地から東へ約1.5kmほど進んだ場所にあります。借受人さんは貸付人の子どもが代表の法人であり、酪農をされております。今回の農地では飼料作物を作られるとのこと。皆さんのご審議お願ひします。

会 長) 次に、4番・5番・6番・7番の4件は関連がありますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 4番・5番・6番・7番を説明いたします。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 4番・5番・6番・7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。借受人の方は大津町で植木の栽培・販売をされている会社であります。主に緑化木が多いようです。貸付人と借受人の相互合意による賃貸であり、何ら問題ないと思ひます。よろしくお願ひします。

会 長) 次に、8番をお願いいたします。

事務局) 8番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。貸付人と借受人は以前より小作されておりましたが、今度の補助金の申請によるそうです。大津の方は、主に甘藷の栽培農家でございます。相互合意による賃借であります。何ら問題ないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、9番をお願いいたします。

事務局) 9番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。借受人さんは認定農家で、家族5人でゴボウの栽培中心の経営をしておられます。この農地は以前から小作されていますので、問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。

会 長) 次に、使用貸借権設定の1番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 使用貸借権設定の1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 1番につきまして、私が担当ですので意見を述べたいと思います。14番の丸山です。貸付人と借受人は従弟でありまして、貸付人の方は以前酪農をされておりましたが、もうお辞めになって、その後の土地を借受人さんがずっと小作をされておりました。現在、野菜を中心に作付けをされて管理は十分にされております。従弟間のお話で、荒れないようにやってくればいいですよというようなお話ということでしたので、何ら問題ないと思っております。皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、2番につきまして、説明をお願いいたします。

事務局) 7ページをご覧ください。2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請理由につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

榎田委員) 5番の榎田です。借受人と貸付人は親子関係です。農業者年金受給のための使用貸借権の再設定です。問題ないと思います。皆様のご審議をお願いします。

会 長) 農地法第3条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、許可することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第2号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第2号／農地法第4条許可申請について、ご説明させていただきます。10ページをご覧ください。農地法第4条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) それでは、事務局より説明をお願いいたします。

事務局) それでは、説明いたします。11ページをご覧ください。番号1番です。申請人、土地の所在地、地目、面積、転用目的、概要につきましては、議案書記載のとおりです。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分で、黄色で着色した菊池市泗水支所から北北東に約1.5km、県道387線から西に約300mの土地です。農地区分につきましては、概ね10ha以上の規模の一団の農地区域内にある農地であることから、第1種農地に該当しますが、転用目的が農業用資材置場であるため、例外規定の農業用施設にあたり許可が可能です。位置図・現況写真につきましては、スクリーンをご覧ください。以上です。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。今回の申請地は1種農地ではありますが、連棟ハウスでカスミ草を栽培している花卉農家の申請人さんが、自宅横の空き地にビニー

ルパイプハウスで施設園芸用の資材置場を建てて利用するという議案です。農業用の施設ということで何も問題はないと思います。皆様のご審議、よろしく願いいたします。

会 長) 農地法第4条の許可申請について、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認し、許可相当と意見を決定することにご異議が無い委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第3号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第3号／事業計画変更について、ご説明させていただきます。12ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づく許可案件につきまして、別紙のとおり事業計画変更承認申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、1件となっております。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程よろしく願いいたします。

会 長) それでは、1番につきまして、説明をお願いします。

事務局) 議案第3号の事業計画変更について、説明いたします。資料は13ページになります。番号1番です。土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、土地の所有者、当初転用者、承継者については、議案書に記載のとおりです。なお、事業計画につきましては、建売住宅8棟のままで内容に変更はありませんが、事業継承の承認を申請された案件となっております。当初、転用者は本年8月にいずれも4棟の建売住宅に転用するという2件の農地法第5条の許可の方を受けておりますが、その内の1件の方が今年の7月の総会にて日照に支障をきたす恐れがあるということから一旦保留となったもので、ここが1か月間許可が遅れたことで2件同時に許可を受けることになったことで、多額の資金が一挙に必要なってしまったとのことです。また、同時に本市以外に5件の住宅建築の現場を抱えており、更には、現在、新型コロナウイルスの影響で追加融資が容易ではないという状況も重なりまして、会社の資金繰りが厳しくなってしまう、やむを得ず事業を継承していただくようになってしまったものです。なお、継承者につきましては、書類審査を行い、そ

の結果、自己資金は充分に持っておられまして、かつ会社の資本金や規模から考慮しましても、事業継承することに何ら問題はないと思います。また、現地につきましては、当初、転用者が土地造成まで終えた状態で現在工事はストップしています。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約1 kmの位置にある農地になります。位置図、現況写真についてもスクリーンをご覧ください。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**事務局)** すみません。先日、現場の方に行かせていただいた時に、ここの土地が元々水が溜まる場所ということでありまして、当初は浸透枡から暗渠で市道の側溝の方に接続して雨水のオーバーフロー分を放流するということになっていましたけれども、そういったお話が上手くいかなかったということで、現場の方で調整いたしまして、今見えます縁石が入ってます市道との境界の土地側に側溝を布設していただいて、浸透枡からオーバーフローした雨水の流出分を市道の側溝に接続していただくということで、お話を確定させていただいております。以上です。

**川口委員)** 17番の川口です。事業計画の変更ということで会社が変わっております、8月の委員会によって承認された計画ですけれども、今言いましたように事業者が変わりましたので、今回提出ということになりました。7日の日に丸山会長はじめ事務局と現地を見まして、ただ今の説明のとおりでありました。雨水の浸透枡のオーバーフロー分の排水処理についてどのようにするかということが一番揉めたんですけれども、結果として前面の前の方の道路側に側溝を設置するというので業者の方と折り合いが付いたといえますか、一応まだこういう形でしてありませんので、業者の方から前面の道路側に側溝を設置して雨水排水設備を変更前の会社の方が担当して作るということに書面として提出してあるということになります。以上です。

**会 長)** 事業計画変更申請承認につきまして、事務局と担当委員さんからの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

**緒方哲郎委員)** 今の説明の中で側溝を作るということでしたけど、側溝はどこか他のところに繋がってるんですか。

**事務局)** 元々ですね、写真の一番手前のところまで末端がきておりまして、そこから奥は農地ということで全然側溝が入っておりませんでしたので、8棟の建売住宅になっておりますので、2筆分の元農地の方に入れていただいて、それをそのまま市道側一番手前の末端のところ繋いでいただくという形で計画されております。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、議案第7号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第7号／非農地証明願について、ご説明させていただきます。37ページをお開きください。非農地証明願が提出されましたので、ご審議のうえ委員会の意見を決定していただき、非農地証明書を交付するものでございます。今回の案件は1件となっております。38ページをご覧ください。非農地証明願です。願出人の住所、氏名、土地の所在、地番、地目、面積、所有者につきましては、記載のとおりでございます。位置図につきましては、39ページをご覧ください。今回農地法が施行される以前から非農地であった土地につきまして、所有者の願出があったことから、証明するものでございます。なお、担当地区の荒木委員、小池推進委員と事務局で現地調査を行っております。ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

会 長) 非農地証明願につきまして、事務局からの説明は終わりましたが、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、交付することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、交付することに決定いたします。次に、議案第4号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第4号／農地法第5条許可申請について、ご説明させていただきます。14ページをご覧ください。農地法第5条第1項の規定に基づき、別紙のとおり申請書の提出がありましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。今回の案件は、所有権移転10件、使用貸借権設定2件となって

おります。詳細につきましては、担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。

**会 長)** それでは、所有権移転の1番につきまして、説明をお願いいたします。

**事務局)** 議案第4号の農地法第5条許可申請について、説明させていただきます。資料は、15ページになります。まず、所有権移転の番号1番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田1,088㎡の所有権を取得して、アパートに転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から東に約500mの位置にある農地になります。農地区分は、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にある農地であることから、第3種農地になります。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**永田孝子委員)** 2番の永田でございます。今回の案件の申請地は、菊池女子高等学校横の交差点を日生野隈府線方面へ約50m進みますと、また十字路があります。その十字路を右に曲がり、また50mくらい進んだ右に位置します。現地調査を10月7日に丸山会長、事務局、代理人、近藤推進員、私とで立ち合いました。土地の選定理由としましては、申請地は市役所や病院、学校も近く、住宅の需要が見込まれるために選定されました。事業の目的及び必要性は、申請人は譲渡人が高齢のため耕作が困難となりまして売却することを考えておられましたので、今回売買にて取得出来る機会を得られましたので、今回の申請地は隣接地の周辺にもアパートも多く近隣の住環境がよいことから、アパートを建築して活用することを計画されました。計画概要は、議案書のとおりでございます。給排水計画は、市の上水道より給水が行われます。生活雑排水・汚水は、市の下水道へ接続されます。雨水は集水後側溝へ放流されます。排水同意もとっております。被害防除計画対策は、申請地と隣接地の境界部分に擁壁を設け、被害が生じた場合には、速やかに責任をもって対処されます。完成後の被害防除対策としましては、周辺農地に被害が生じた場合は速やかに責任をもって対処されます。隣接農地の同意もとっております。また、申請地は3種農地でございますので、このようなことから転用はいた仕方がないのではないかと思います。皆様のご審議よろしくお願いいたします。

**会 長)** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局)** 番号2番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者はブ

リーダー業を営む法人になります。田2,404㎡の所有権を取得して犬舎施設に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北に約7.5kmの位置にある農地です。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。なお、農地の現況につきましては、スクリーンのとおりに一面に栗の木が植えられておりまして、近年の夏の暑さにいわゆる犬たちの暑さ対策に最適な環境であるということから、今回の申請地を選定されたということでした。

**会 長)** 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方啓一委員)** 13番の緒方です。現地立ち合いを10月7日、会長・委員会・川口推進委員と行いました。場所は、龍門の中片というところですが、龍門ダムより3km程北へ行ったところでありまして、これは、飼養犬の豆しばの子犬販売・専門ブリーダーとして、龍門の雪野で70匹程飼養されておりましたが、ここ数年夏場の気温の上昇と今飼っているところが手狭で、いわゆる密飼い状態であるため、良好な健康状態を維持することが難しくなり、友人の紹介でこの地を選ばれました。現地は大きい栗の木が植えてありますが、夏場の避暑の目的にもなり、栗の木は残すそうです。約30頭を移動の予定だそうです。民家からは800mくらい山の奥に行ったところにあります。犬の臭いや騒音などの苦情の発生も低いと思われまして、地元の方の同意もつけてあります。転用の問題はないと思われまして、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

**会 長)** 次に、3番をお願いいたします。

**事務局)** 番号3番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で畑434㎡の所有権を取得して、個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から南西に約2.6kmの位置にある農地になります。農地区分は概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 3番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方哲郎委員)** 6番の緒方です。10月7日の日に現地確認を行いました。申請地は菊之池小学校前の道路を西側の方に進み、100m程行きますと変則の四差路がありますが、それを右に行きまして概ね20m行った右手の位置にあります。北側と

東側は畑、西側は住宅、南側は道路というところです。申請人は現在奥さんと一緒に会社勤めをしておられ、子どもさんが2人おられ、菊池市隈府の方に借家に住んでおられます。借家ということで部屋数も少ないということから、家族間のプライバシーが保てない状況であるということ、また毎月の家賃支払い等を考えると住宅ローンを十分組める金額であるということから、プライバシーの確保や子どもたち2人の将来的なことを考えて、マイホームの建設を考えられたようです。給排水計画は、給水は菊池市の上水道を利用、生活雑排水の処理は菊池市の下水道を利用。雨水排水に関しましては、自然浸透。オーバーフロー分については既存水路へ放流するというので、これは排水同意もとってあります。造成中完成後の被害防除方策ですが、周辺農地に迷惑の掛からないよう十分配慮するというので、万が一被害が生じた場合には速やかに対処し、責任をもって解決するというのでございました。また、周辺農地への配慮は、恒久的に視野に入れ対応するというので、転用やむなしと考えます。ご審議方よろしくお願いいたします。

**会 長)** 次に、4番をお願いいたします。

**事務局)** 番号4番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は車整備業を営む個人で、田230㎡の所有権を取得して車両置き場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から南西に約1.1kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地になりますが、既存施設を敷地面積の2分の1を超えずに拡張する場合に該当し転用は可能です。なお、先程議決いただきました「非農地証明願」が提出されました農地が、本案件の既存の車両置き場となっております。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**荒木委員)** 15番の荒木です。この転用場所は、今言われましたように七城温泉ドームから県道植木インター菊池線で七城支所の方へ800m程進んだ県道沿いのところにあります。7日の日に先程上がりました非農地証明のところと一緒に現地確認をいたしました。道路などに囲まれた三角形の農地で、農業生産力の低い農地です。申請人は七城町の間所で自動車整備業を営んでおられますが、現在、中古車の需要が多く、中古車を置くスペースが不足しており、車両置き場に適した農地を探していらっしゃいましたところ、仲介者によりこの土地を紹介され、今回の申請になっております。今回の申請については、近隣の地権者に説明を行っておられますし、計画に反対の意見は出ておりません。また、排水計画についても地元区長に説明をし、排水同意書もとられております。問題はないと思います。どうぞご審議よろし

くお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 番号5番です。資料は16ページになります。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田22.89㎡の所有権を取得して駐車場に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市七城支所から北東に約1.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

荒木委員) 15番の荒木です。この転用場所は七城町の蟹穴区にありまして、市道沿いのところにあります。道路改良などで残った農地で作付けはとても出来ないようなところと思われる農地です。譲受人の自宅に隣接しておりまして、譲渡人がこの土地を譲り渡すというお互いの話がまとまったようで、今回の申請になっております。地元からの反対は出ておりません。問題はないと思います。よろしくお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 番号6番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、現在の自宅への進入路が非常に狭くて日常生活に支障をきたしていることから、田262㎡の所有権を取得して、新たな自宅への進入路に転用するという案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南東に約550mの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。10月7日に現地調査立ち合いいたしました。土地の所在地は、旭志支所より東へ約600m行ったところに小原公民館・尾足交流館があります。そこから南へ赤水線が伸びております。その南へ200m行

った橋の手前の右側に小原のグラウンドがあります。そのグラウンドの中央北側に譲受人の方の自宅があり、その西側に譲渡人の方の農地があります。土地の選定理由は、譲渡人の方の自宅敷地内への進入路が非常に狭く、大型の乗用車も大変困難で無理をして徐行してやっと入れるくらいです。今回、遠方に暮らしておられます長男さんが家族さんと一緒に帰って来られることになり、自宅敷地内に新築されることになりまして、進入路が狭くて建築の資材もグラウンド側から大型のクレーンで入れ込んで建てる状態です。この先毎日の暮らしが支障をきたすということなので、新たに進入路用地として利用したいと譲渡人の方に相談した結果、快く分筆していただくことになり、今回の申請になりました。施設の概要については、記載のとおりでございます。生活雑排水はありません。雨水排水処理については、南側の既存の側溝に放流します。土地改良区の同意も取れております。区長さんの同意も取れております。いた仕方ないと思います。よろしく審議の程お願いいたします。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 番号7番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は運送業を営む法人で、畑2,859㎡の所有権を取得して、運送用コンテナ置き場及び営業車両の駐車場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から南に約2.8kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから、第1種農地ですが、既存の施設を敷地面積の2分の1を超えずに拡張する場合に該当し、転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

松永委員) 12番の松永です。今回の申請地は、国道325号線沿いにある道の駅旭志の交差点から左折しまして、東の方面へ市道を約3.5km進んだ畑地帯の中の農地です。現地調査を10月7日に立ち合いました。譲受人は主に一般貨物の輸送業の会社です。土地の選定理由といたしましては、本社敷地の隣接地であり周囲に住宅などがなく、騒音などの被害も出る恐れもないため、最適であると思われましたので、計画地として決定されました。事業の目的及び必要性としましては、現在、敷地内約9,500㎡に事務所・倉庫・駐車場などがありますが、各企業からの受注の増加により現在の倉庫が手狭になってきております。現在の駐車場用地に新たな倉庫を設けることとし、駐車場用地を別に確保する必要性が生じたため、会社の隣接地の土地所有者の承諾を得られたために駐車場を移されるそうです。また、成形された大型の工業製品の仮置場としても使用されます。事務局から説明がありましたように、今回は2,859㎡ということで既存施設の2分の1内の拡張で第1種の例

外規定に該当します。計画の概要としましては、給排水計画において給水は建築物がないので使用しません。生活雑排水汚水は、これも建築物がないので、発生しません。雨水におきましては、敷地内を砕石舗装とし雨水浸透柵を設置し、オーバーフローについては北側排水路に放流とのことです。造成中及び完成後の被害防除対策は、被害の出ないように十分注意し工事を行い、問題が生じた場合には、申請人の責任において解決するとのことです。資金計画も問題なく、皆様のご審議よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、8番をお願ひいたします。

事務局) 番号8番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑492㎡の所有権を取得して個人住宅に転用する案件です。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市旭志支所から北東に約2.4kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 8番につきまして、担当委員さんの意見をお願ひいたします。

右田博昭委員) 9番の右田です。申請地は国道387号線沿い菊池農高の正門通りを東へ1km、周りはアパートや住宅が建ち並ぶ、その間にある2種農地になります。申請人さんは現在近くのアパートに妻と子ども二人でお住まいですが、手狭になったため、将来の生活設計を考えて平屋の一戸建て個人住宅を建築されるものです。計画概要は、事務局案内のとおりです。給排水計画については、給水は市の上水道を利用します。生活雑排水汚水については、現在、市の下水道の延長工事が行われております。出来上がり次第、接続して処理します。雨水については、雨水浸透柵を設置し処理いたします。被害防除対策については、土地造成で地盤のかさ上げ工事の際は土砂の流出等がないよう責任をもって対応いたします。完成後も同様、責任をもって対応いたします。以上のことで問題はないと考えます。皆様のご審議、よろしくお願ひいたします。

会 長) 次に、9番をお願ひいたします。

事務局) 番号9番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑349㎡の所有権を取得して、資材置場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から北に約900mの位置にある農地です。農地区分は、概ね10

10ha未満の宅地化が見込まれる区域にある農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。なお、現況になりますけれども、この申請地につきましては、後程の報告案件にもなっておりまして、転用の申請前に土地改良届の方が提出されております。この農地は以前から水がよる地盤で、また、裏手の住宅の雨水排水が上部から流れ込むというようなことで、頻繁に土砂崩れが起こっておりまして、今年の梅雨の大雨で実際に大きく崩れたために、転用者の所有地が危機にさらされてしまったことから、現在は擁壁を施工され、農地の保全対策の方が施されております。

会 長) 9番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。ただ今の事務局の説明のとおりです。もう何も説明することはないのではないかと思いますが、場所は先程の説明のとおりですが、譲渡人の方が遠方にいらして直接交渉がなかなか出来ないで滞ってございましたけれども、この度に話がまとまりまして、事務局の説明のとおり今年の梅雨の時も土砂崩れが起きて大変だったということですので、それをまず土地改良届を出されておりました、これももう2mくらい高かったんですけど地を下げられまして、一応擁壁もうって危なくないような状態にしてありますが、これは許可を受けた状態です。この右の方に申請人の方の家庭菜園があります。そこの資材置場として利用したいということです。大雨の時の危ない状況をなんとかしたいということが一番ですけれども、こうやって資材置場にするという方向でされるようです。問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、10番をお願いいたします。

事務局) 番号10番です。譲渡人、譲受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は障がい者支援施設を営む社会福祉法人で、畑765㎡の所有権を取得して現在不足している駐車場に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から西に約3.3kmの位置にある農地になります。農地区分は、農業公共投資の対象となっていない10ha未満の小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地になります。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

会 長) 10番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

右田正臣委員) 10番の右田です。この案件は泗水西小学校から熊本市方向に500mくらいにある〇〇〇〇〇という社会福祉法人です。職員数が増加して駐車場が不足し駐車場の土地を探しておられましたが、この度隣接の土地の譲渡人との話がま

とまり転用申請が出されたものです。給排水計画は、給水はありません。敷地の雨水は砂利を敷き自然浸透しますが、雨の多い時のために敷地内側溝を設置し、集中桝に集め浸透させて処理します。隣の土地に迷惑のないように処理します。生活雑排水はありません。隣接する土地は東に道路、北は山林、西は宅地です。造成して砂利を投入する以外は盛土の予定はありません。問題はないと思います。皆様の審議よろしくをお願いします。

**会 長)** 次に、使用貸借権設定の1番をお願いいたします。

**事務局)** 使用貸借権設定について説明します。資料は17ページになります。番号1番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については、議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、田364㎡を貸借して農業用倉庫に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市役所から北東に約2.7kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地ですが、農業用施設の用に供する場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真については、スクリーンをご覧ください。

**会 長)** 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

**緒方啓一委員)** 13番の緒方です。この案件は、譲渡人ご本人が農業委員でございますので代わりに発言いたします。7日に現地立ち合いを行いました。譲受人は子どもさんと、親子で米作り・菊池ゴボウの生産に意欲的に取り組んでおられます。自宅と並んで納屋がありますが、トラクター・コンバイン・ゴボウの栽培用の色んな機械が入りきれない状態で格納されてありました。そのため、自宅のすぐ前の場所に農業用倉庫を建てたいとの目的であります。隣接地が全て自分持ちの農地でありますので、他に迷惑をかけることはないと思われれます。雨水排水はすぐ下の排水溝に流され、浸透桝も4基設置されるそうです。地元区長さんの同意も得てあります。何ら問題はないと思われれますが、よろしくをお願いいたします。

**会 長)** 次に、2番をお願いいたします。

**事務局)** 番号2番です。貸付人、借受人、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、転用目的、施設の概要については議案書に記載のとおりです。転用者は個人で、畑421㎡を貸借して個人住宅に転用する案件になります。スクリーンをご覧ください。申請地は赤色着色部分のところになり、黄色で着色した菊池市泗水支所から東に約2.3kmの位置にある農地になります。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあることから第1種農地ですが、集落に接続して設置され

る場合に該当し転用は可能です。位置図及び現況写真についてはスクリーンをご覧ください。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。申請地は、泗水支所より合志川沿いを東へ約2km、藤巻橋を渡って東へ500m程進んだところの四差路を南へ200m程入って西側に位置します。10月7日に現地調査を行いました。申請人さんは、現在アパート暮らしですが、子どもさんの成長と共に手狭になったため、マイホームの建設を考えられました。幸い奥様の実家の隣にあるこの農地は、住環境もよく子育てにも適していると考えられ選定されました。周囲は田園地帯ですが東側は住宅地となっています。給排水は市の上下水道に接続し、雨水は自然浸透を基本として浸透枥を2カ所設置の予定です。造成中また完成後、万一被害が発生した場合は適切に処理をしますとのことです。近隣農地の承諾書も添付されています。このようなことから、この転用はやむを得ないと思われれます。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 農地法第5条の許可申請につきまして、事務局と各担当委員さんからの説明が終わりましたが、使用貸借権設定の1番を除いた案件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたらお受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 使用貸借権設定の1番を除いた案件につきまして、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。次に、農業委員会等に関する法律第31条1項に規定される議事参与の制限に該当される委員さんがいらっしゃいますので、ご退席をお願いいたします。それでは、使用貸借権設定の1番につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見もないようですので、承認し、許可相当と意見決定することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、許可することに決定いたします。退席された委員さんは、議席へお戻りください。次に、議案第5号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局) 議案第5号／農用地利用集積計画(案)について、ご説明させていただきます。18ページをお開きください。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙、農用地利用集積計画(案)につきまして、菊池市長から意見を求められましたので、ご審議のうえ、委員会の意見を決定していただくものでございます。詳細につきましては担当より説明いたしますので、ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) それでは、全体の説明が終わりましたら、所有権移転の1番について説明をお願いします。

事務局) 19ページをご覧ください。農用地利用集積計画総括表(案)です。今月の利用権設定は、賃借権設定31件、使用貸借権設定7件、期間借地による使用貸借権設定1件、中間事業による賃借権設定1件、所有権移転7件となっております。それでは、所有権移転の各筆明細の説明に入ります。21ページをご覧ください。1番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買価格につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの方は中間管理事業の売買になります。

会 長) 1番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

永田孝子委員) 2番の永田でございます。今回の案件は7月の案件に関連したものです。所有権の移転を受ける方は、兼業農家で認定農業者であります。水稻・ゴボウ・柿作りに頑張っておられます。何ら問題ないと思います。ご審議、よろしくお願いたします。

会 長) 次に、2番をお願いします。

事務局) 2番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 2番につきまして、担当委員さんの意見をお願いします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の山崎区から北東へ約1km進んだところにあります。受け人さんの所有している農地に近い場所にあり、今回の申請地では野菜を作る予定です。皆様のご審議をよろし

くお願いいたします。

会 長) 次に、3番と4番は関連しておりますので、一括して説明をお願いいたします。

事務局) 3番と4番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 3番と4番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

歌丸委員) 3番の歌丸です。お互いの要望による所有権移転です。場所は、七城町の山崎区から北東へ約1km進んだところにあります。譲受人さんの営農している畜舎の近い場所にあり、今回の申請地では飼料作物を作る予定です。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

会 長) 次に、5番をお願いいたします。

事務局) 5番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。こちらの方も中間管理事業の売買ということになっております。

会 長) 5番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。10月6日に現地確認いたしました。所有権を移転する方は、以前は英語の先生をされておられました。家庭菜園くらいで農業はされておられません。今回農地を売りたいということで、所有権の移転を受ける方に相談したら売買の話がまとまりました。農業公社で農地中間管理機構です。何ら問題はございません。次回も売り先が決まっておりますので、また2～3か月後に挙がってくる予定です。よろしく審議の程をお願いいたします。

会 長) 次に、6番をお願いいたします。

事務局) 6番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 6番につきまして、担当委員さんの意見をお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。所有権を移転される方はご高齢で、今後管理も難しいということで受けられる方に譲りたいということで話がまとまりました。現在所有

権の移転を受けられる方が小作されております。この方には後継者もおられますし、認定農家でもありますので、何ら問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 次に、7番をお願いいたします。

事務局) 7番です。所有権を移転する者、所有権の移転を受ける者、土地の所在地、現況地目、面積、売買金額につきましては、議案書記載のとおりです。

会 長) 7番につきまして、担当委員さんの意見ををお願いいたします。

川口委員) 17番の川口です。6番と同じように、同じ方ですが所有権の移転をされる方がご高齢で将来の管理もできませんので、現在小作されております移転を受けらる方にお話をされて売買が成立いたしました。この方も後継者もおられますし、認定農家ですので問題はないと思います。よろしく申し上げます。

会 長) 今回の計画は、只今説明がありました所有権移転7件のほか、賃貸借権設定31件、使用貸借権設定7件、使用貸借権設定(期間借地)1件、中間管理事業1件となっております。しばらく時間をとりますので、内容をご確認いただきたいと思ひます。

( 議案内容の確認 )

会 長) それでは、議案の内容を確認していただいたと思ひますので、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

工藤清子委員) 1番の工藤でございます。25ページの10番ですけど、高いと思ひんですけど、ちょっと詳しく説明してほしいと思ひます。

事務局) 七城支所の新堀です。25ページの10番につきましては、借主さんが申請を七城支所の方でされています。私も金額の方を100,000円と言われた時にこの1筆ですか、ということで確認を取りまして、この1筆で100,000円払っているということでした。もう何十年とヤミ小作のところで、今回の高収益の次期作で花を現在作られておられるんですけど、それがあつるものですからどうしても申請をしたいということであつております。一応、今農業委員会の方で標準の賃借料の情報はお示したところで、大体七城は畑については反当り13,000円くらいとお話はしたんですけども、ずっと前からこの金額で借りているのでこれで出すということでした。確かにちょっと高いかなという風に思ひんですけど、借主さんが実際にそれでやっているということでしたので、それで受け付けております。

荒木委員) 議案検討会にも出したんですけど、1枚の中の一部分にハウスが建ててあって、その中で借受人さんが花を作られている。借りられる方がそれでいいと言われるのでそれでいいでしょう、ということで通しました。

緒方啓一委員) 一ついいですか。24ページの6番。240kgゴボウをやられるのかなど。

事務局) これは米です。米を2筆借りられるので、2筆で4俵やられるということです。一応、備考のところに反当りのkgは書いております。このゴボウと書いてあるのは、ここの土地に何を作られるかなので、この土地にはゴボウを作られるけれども、賃借料としては米を4俵やられるということになります。

工藤真理子委員) 4番の工藤です。皆さんにお尋ねします。小作料・賃借料ですね。それぞれだいぶ差があるような感じがするんですけど、稲とゴボウを作った場合には23ページの3番は27,500円、24ページの7番も同じ稲とゴボウで35,000円。各地区でだいぶ差があるようなんですけど、私の今日の担当のところがですね、水田が27,000円、泗水ですね。ちょっと高いんじゃないというお話をしたんですけど。七城あたりは23,000円ですよ。それを考えたらちょっと高いんですけど、ゴボウは裏作で作られるような話もあったので高くはないのかなど。それぞれの事情を教えてください。

事務局) 平成21年に農地法の改正があって、それ以前まで農業委員会の標準小作料というのを決めて貸し借りが上手くいくように、経営が上手くいくようにというような形でやってたんですけど、権利の移転や設定を見ると貸し借りが9割を占めるんですよ。それで現場の取引の事例を基に農業委員会がその平均を大体これくらいですよということで、お示ししている状況です。ですから、土地の条件なり色々ございます。水がひいてあるとか、基盤整備がされているとか色んな条件から両方で決めてもらってるのが現実ということになります。

会 長) よろしいですか。他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、原案のとおり承認することにご異議がない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第6号を上程いたします。事務局より議案の説明をお願いします。

事務局長) 議案第6号／あっせん申出について、ご説明させていただきます。35ページをお開き下さい。農地移動適正化あっせん事業に基づくあっせんの申し出が別紙のとおりありましたので、ご審議のうえその可否を決定して頂き、併せましてあっせん委員を指名していただくものでございます。今回の案件は、借受1件となっております。36ページをご覧ください。あっせん申出書です。申請者の氏名、住所、売渡希望農地の所在地等につきましては、表に記載のとおりで、経営形態は米・栗、貸借希望金額は10aあたり14,000円、貸借希望期間は10年となっております。あっせん委員につきましては、借受希望農地の所在地から鑑み、工藤真理子委員と水田推進委員にお願いしたいと考えております。ご審議の程、よろしくお願いたします。

会 長) あっせん申出につきまして、事務局から説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) あっせん委員に、ただ今事務局より工藤真理子委員と水田推進委員を指名されましたが、承認することにご異議のない委員さんは、挙手をお願いいたします。

( 全員挙手 )

会 長) ありがとうございます。全員挙手ですので、このように決定いたします。次に、報告案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

事務局長) 40ページをご覧ください。報告案件は「許可不要転用届出」「土地改良届出」「許可返納願」「合意解約」の4件となっております。先ず「許可不要転用届出」でございます。今回は1件で、詳細につきましては、41ページに記載のとおりでございます。次に「土地改良届出」でございます。今回は1件で、詳細につきましては、42ページに記載のとおりでございます。開けていただきまして、43ページをご覧ください。「許可返納願」でございます。今回は1件で、詳細につきましては、記載のとおりでございます。次に「合意解約」でございます。今回は、農地法第18条の規程による合意解約通知が11件あっており、詳細につきましては、44ページ・45ページに記載のとおりでございます。以上、報告案件の説明とさせていただきます。

会 長) ただ今、事務局より報告案件について説明がございましたが、この件につきまして、何かお尋ねやご意見等がございましたら、お受けします。

右田博昭委員) 9番の右田です。土地改良届の事業経費は、点の打ち方が違うんではないですか。

事務局) これは、右田委員さんがおっしゃるとおりにカンマの打ち間違いですね。2,914,611です。申し訳ございません。確認不足でした。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) 意見も無いようですので、報告案件につきましては、事務局からの説明のとおりとさせていただきます。

本日上程されました議案等に関する審議は全て終了しましたが、その他で何かお尋ねやご意見等がありましたら、お受けいたします。

( 質問・意見なし )

会 長) 事務局の方もございませんか。

事務局長) すみません。事務局の方から一つご報告させていただきます。先月開催されました第9回農業委員会会議において、会長がご挨拶の中で今年度が農業委員さんと農地利用最適化推進委員さんの改選時期になっており、菊池地区は頑張ってみただけど農業委員さんの女性委員さんの選出が厳しくて、農地利用最適化推進委員さんの方から1名あがってくるというような発言がありました。その際、川口副会長から、それに対していろいろなご意見をいただいたところでございます。その後、菊池地区の農業委員さん方と協議を行いまして、農地利用最適化推進委員として推薦をいただいていた女性の方を農業委員で推薦していただき、本来、農業委員で推薦をいただいていた方を農地利用最適化推進委員で推薦していただくということで話が纏まりました。正式に地元の地区長さんからの推薦が必要ということで、その後、正式な推薦書の方も上がってきているところでございます。そういうことで、菊池地区からも女性の農業委員さんが1名推薦されましたので、旧市町村毎に、菊池から1名・七城から1名・旭志から1名・泗水から1名・それと利害関係のない中立委員ということで現職の高山委員さんを含めました5名の女性委員さんの推薦をいただいているところでございます。今後の予定としまして、選定委員会を開き、その結果を基に19名の委員さんを市長にご承認いただき、12月議会に議案として上程し、議決されましたら、正式に19名の農業委員さんが決定するということに

なっております。以上、ご報告させていただきます。

会 長) 他にはございませんか。

( 質問・意見なし )

会 長) ご質問やご意見もないようですので、これをもちまして「令和2年第10回農業委員会会議」を閉会いたします。お疲れさまでした。

菊池市農業委員会会議規則第18条第1項の規定により署名押印する。

菊池市農業委員会 会長

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩

菊池市農業委員会 委員

⑩